

厚生労働省
大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース
(第一回資料)

検査の着眼点について

— 金融検査の実務を参考に —

中央大学法科大学院教授
森・濱田松本法律事務所弁護士
厚生労働省顧問

野村修也

I 金融検査マニュアル

金融検査と検査マニュアル

➤ 国内の動き

- a. 1997年 金融検査官に対する接待汚職の発覚
- b. 1998年 大蔵省解体(金融監督庁の発足)
- c. 1999年 金融検査マニュアルの策定

➤ 海外の動き

- a. COSOレポート(1992年)
- b. 大和銀行事件(1995年発覚)
- c. バーゼル銀行監督委員会「銀行組織における内部管理体制のフレームワーク」(1998年)

➤ その後の動き

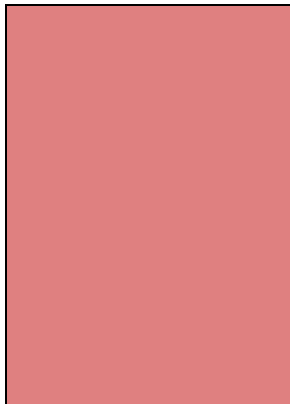
- a. 2007年 ベター・レギュレーション
- b. 2007年 金融検査マニュアルの大幅改定
- c. 2014年 検査と監督の融合(金融モニタリング)

Ⅱ 体制(体勢)検査の着眼点

体制(態勢)整備・機能発揮

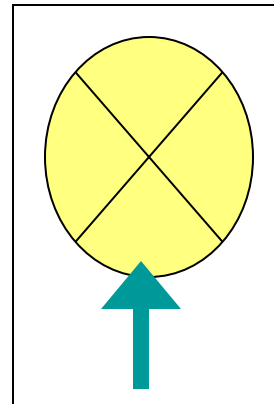
組織A

内部統制システムなし



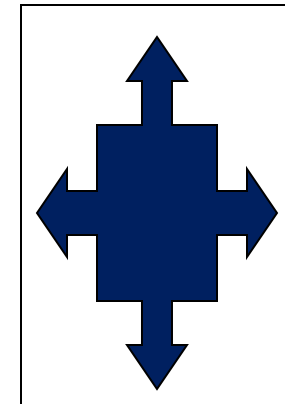
組織B

仕組みはあるが動かない



組織C

機能が発揮できる



事後点検型の管理態勢の罫 → フォワード・ルッキングの重要性

Internal Control - COSO ERM 2004

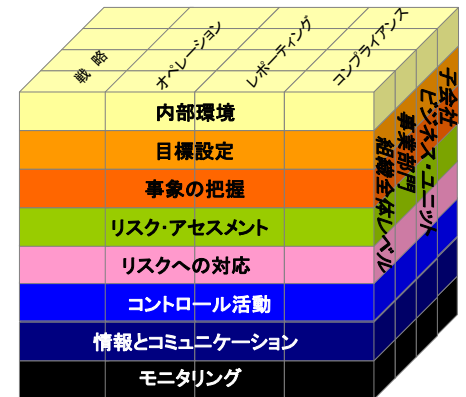
COSO: Committee of Sponsoring Organizations of Treadway Commission

➤ 1992

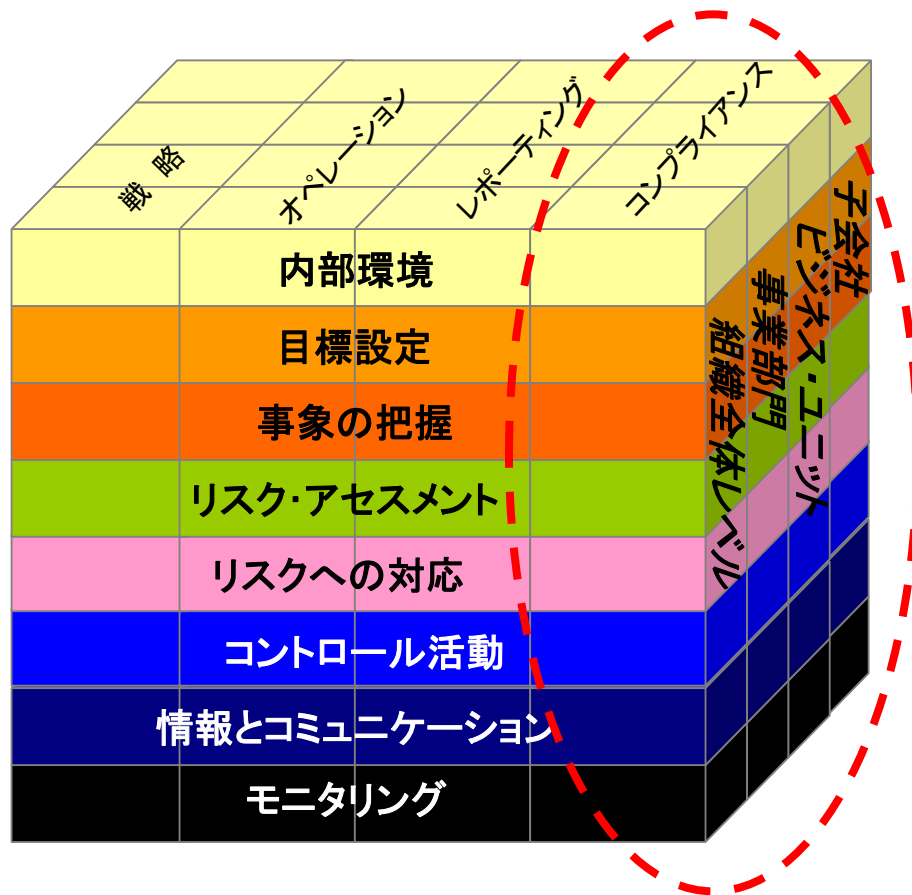
Internal Control – Integrated Framework

➤ 2004

Enterprise Risk Management
– New Governance Model



Internal Control- coso ERM 2004

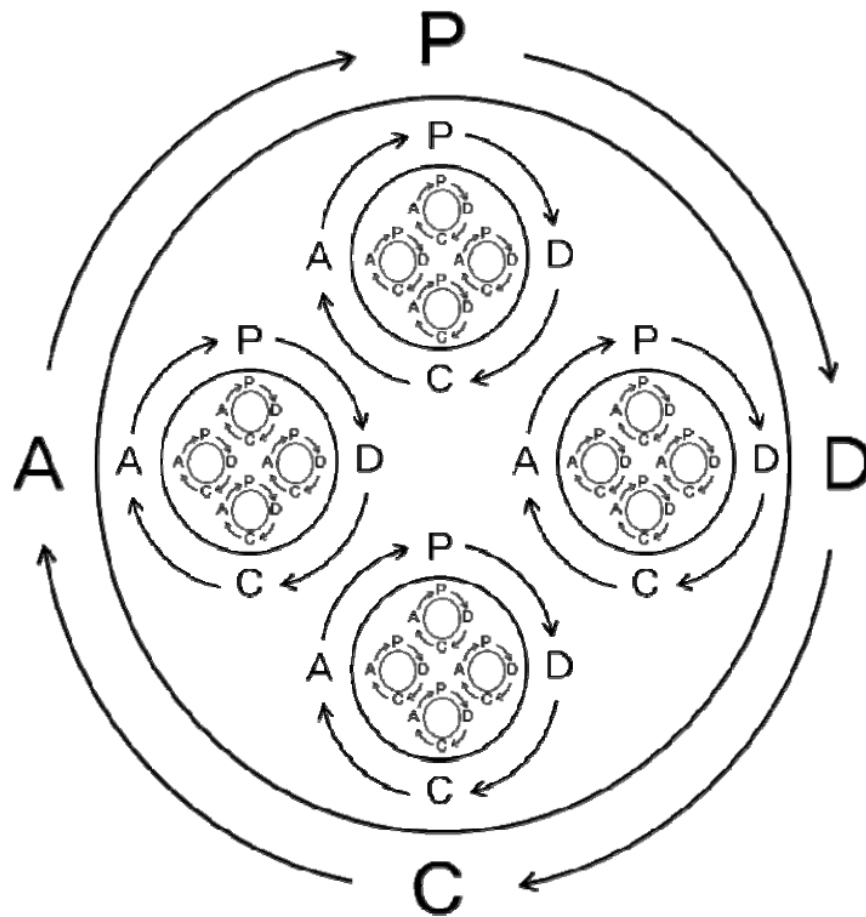


Complianceの意義

「**社会的要請**（法令はその代表であるが、それにとどまらず業界の自主ルールや社内規則あるいは倫理規範などを含む）を遵守できるような**体制を構築**し、その**機能を発揮**させることによって、**リーガル・リスク**（訴訟リスク等）や**レピュテーション・リスク**（評判リスク）を**未然に防止**するための**不断の努力**である。」



コーヒーカップ(遊具)と内部統制 「川下から川上へPDCAを回す」



経営陣よる態勢整備①

- 法令等遵守方針の策定
- 法令等遵守規程の整備
- コンプライアンス統括部門の態勢整備
 - 独立性
 - 専門性
- 事業部門・営業店における法令等遵守態勢
 - 研修等を通じて方針・規程等の周知徹底
 - コンプライアンス担当者（各部門、各営業店ごと）
 - コンプライアンス・オフィサー（海外拠点等）

経営陣による態勢整備②

- コンプライアンス・マニュアル
想定されるあらゆる事態について、
対処方法や報告体制が書かれているか
- コンプライアンス・プログラム
会社の置かれている状況にふさわしい個性
的なプログラムが組み立てられているか
- 情報伝達
 - ・取締役会への報告態勢
 - ・監査役への報告態勢

経営陣による体制整備③

- 内部監査の活用
 - 内部監査実施要領、内部監査計画の策定命令と承認
- 評価・改善活動
 - 必要に応じて外部調査委員会の活用

コンプライアンス環境が重要

- 経営者のメッセージは伝わっているか
- 「社風」に問題はないか
- 「組織の官僚化」「制度疲労」は蔓延していないか
- 都合の良い解釈はまかり通っていないか
- 「人」による支配に陥っていないか

管理者による態勢整備①

- 法令等遵守規程の内容

→リーガル・チェック等に関する定め

「リーガル・チェック等とは、コンプライアンス・チェックを含み、例えば、法務担当者、法務担当部署、コンプライアンス担当者、コンプライアンス統括部門又は社内外の弁護士等の専門家により内部規程の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することをいう。」

管理者による態勢整備②

- コンプライアンス情報の収集
 - ヘルプライン等の活用
- 法令等違反行為処理態勢
- 研修・指導態勢
- 顧客サポート等管理責任者との連携

コンプライアンス統括部門の役割

- **コンプライアンス・プログラムの実施**
- **情報収集**
- **法令等遵守状況のモニタリング**
- **法令等違反行為に対する対処**
- **顧客サポート等管理責任者との連携**

Ⅲ 金融検査の進化

ベター・レギュレーションの4つの柱

- 第一の柱：ルール・ベースの監督とプリンシプル・ベースの監督の最適な
組合せ
- 第二の柱：優先課題への効果的対応（リスク・フォーカス、フォワード・
ルッキングなアプローチ）
- 第三の柱：金融機関の自助努力尊重と金融機関へのインセンティブの
重視
 - －金融検査評定制度
 - －地域密着型金融
- 第四の柱：行政対応の透明性・予測可能性の向上
 - －検査マニュアル
 - －監督指針
 - －各事務年度の検査方針、監督方針の公表
 - －行政処分の基準の公表
 - －ノーアクションレター制度の改善
 - －ルールの解釈等についてのQ&Aの掲載

ベター・レギュレーションの5つの具体策

- ① 金融機関等との対話の充実
- ② 情報発信の強化
- ③ 海外当局との連携強化
- ④ 調査機能の強化による市場動向の的確な把握
- ⑤ 職員の資質向上

金融サービス業におけるプリンシプル

金融サービス業におけるプリンシプル	具体的なイメージ
1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待されている役割を果たす。	①利用者の求める金融サービス提供のための不断の努力 ②多様な利害関係者との適切な関係 ③我が国の金融サービス業が、高い付加価値を生み出し、経済の持続的成長に貢献していくことを期待 ④社会的責任等への対応
2. 市場に参加するにあたっては、市場全体の機能を向上させ、透明性・公正性を確保するよう行動する。	①法令、自主規制等の遵守 ②ベストプラクティスの追及、必要に応じ自主規制等の改善に努め、市場の効率性など機能向上のために貢献 ③市場の透明性・公正性を害する悪質な行為に対して厳しい態度で臨み、市場の透明性・公正性確保のために貢献
3. 利用者の合理的な期待に応えるよう必要な注意を払い、誠実かつ職業的な注意深さをもって業務を行う。	①利用者のニーズを十分踏まえ、適切な金融サービスの提供、事後フォロー等の契約管理 ②「優越的地位の濫用」の防止等、取引等の適切性の確保 ③利用者の情報保護の徹底 ④利用者の公平取扱い、アームズレングスの遵守
4. 利用者の経済合理的な判断を可能とする情報やアドバイスをタイムリーに、かつ明確・公平に提供するよう注意を払う。	①利用者等の判断材料となる情報を正確・明確に開示し、実質的な公平を確保 ②適合性の原則 ③利用者に真実を告げ、誤解を招く説明をしないこと
5. 利用者等からの相談や問い合わせに対し真摯に対応し、必要な情報の提供、アドバイス等を行うとともに金融知識の普及に努める。	①可能な限り利用者の理解と納得を得るよう努力 ②相談、問い合わせ、苦情等の事例の蓄積と分析を行い、説明態勢など業務の改善に努力 ③正しい金融知識の普及
6. 自身・グループと利用者の間、また、利用者とその他の利用者の間等の利益相反による弊害を防止する。	①利益相反やビジネス上のコンフリクトに適切に対応しているか十分に検証 ②利益相反による弊害を防止する適切な管理態勢の整備 ③利用者に対する誠実な職務遂行
7. 利用者の資産について、その責任に応じて適切な管理を行う。	①利用者の財産の適切な管理 ②財産を管理するものの責務の履行(例えばその責務に応じて善管注意義務、分別管理義務、受託者責任)
8. 財務の健全性、業務の適切性等を確保するため、必要な人員配置を含め、適切な経営管理態勢を構築し、実効的なガバナンス機能を発揮する。	①適切かつ効率的な経営管理・ガバナンスの構築 ②役職員の適切な人員配置 ③法令や業務上の諸規則等の遵守、健全かつ適切な業務運営 ④各金融機関等の取締役のフィットアンドプロバー
9. 市場規律の発揮と経営の透明性を高めることの重要性に鑑み、適切な情報開示を行う。	①市場への適時・適切な情報開示 ②多様な利害関係者への適時適切な情報開示
10. 反社会的勢力との関係を遮断するなど金融犯罪等に利用されない態勢を構築する。	①犯罪等へ関与せず、利用されないための態勢整備(含反社会的勢力との関係遮断) ②顧客管理体制の整備、関係機関等との連携
11. 自身のリスク特性を踏まえた健全な財務基盤を維持する。	①リスク特性に照らし、資産、負債、資本のあり方を適切に評価 ②リスクに見合った自己資本の確保
12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う。	①適切なリスク管理態勢の整備 ②資産・負債、損益に影響を与え得る各種リスクを総合的に把握し、適切に制御 ③持続可能な収益構造の構築
13. 市場で果たしている役割等に応じ、大規模災害その他不測の事態における対応策を確立する。	①市場混乱時における流動性確保 ②危機管理体制の構築、危機時の関係者間の協調
14. 当局の合理的な要請に対し誠実かつ正確な情報を提供する。また、当局との双方向の対話を含め意思疎通の円滑を図る。	①当局からの合理的な要請に対し、適時に必要とされる情報を十分かつ正確に伝達 ②当局と金融サービス提供者の双方向の対話の充実に通じて円滑な情報伝達

プリンシプルの機能

- **ルールの隙間を塞ぐ**
 - 自主規制への期待
 - 「公益」「公序」「善管注意義務」「忠実義務」などにプリンシプルを盛り込む
 - * 「飛ばし」目的の債権の流動化スキームの推奨 → 「公益を害する行為」
 - * J-REITに組み込む対象不動産のDD不足 → 善管注意義務違反
- **ルールの趣旨の明確化**
 - 透明性・予測可能性の向上
 - ルールに対する過剰反応の防止
- **ルールの過剰を抑制**
 - 規制影響評価 (Regulatory Impact Analysis)
2007年10月から導入 (金融庁・競争力強化プランでも言及)

金融検査・監督の最新動向

- 変わる金融検査・監督
 - 検査と監督の融合： オンサイト + 水平的レビュー
 - テーマを絞った検査
 - ビジネスモデルや収益性に着目
 - 経営管理態勢への関心度の高まり
 - PDCAサイクルの重視
- 不正への厳しい対応
 - 反社会的勢力
 - 不公正ファイナンス
- コーポレート・ガバナンスへの関心
- 「コンプラ疲れ」への配慮